



産業廃棄物の処理に係る税に関する設計積算の取扱い及び現場説明書の改正について(通知)

技術基準の種類: 積算
通知日: 平成15年 3 月13日

管第 2 7 8 2 号
平成 1 5 年 3 月 1 3 日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥取港湾事務所長

様

県土整備部長
(公印省略)

産業廃棄物の処理に係る税に関する設計積算の取扱い
及び現場説明書の改正について(通知)

平成15年4月1日より、鳥取県産業廃棄物処分場税条例が施行され、県内最終処分場へ搬入する産業廃棄物について、トン当たり1,000円が課税されます。
また、同様に他のいくつかの自治体においても類似した条例が施行、又は今後施行される予定です。
ついては、産業廃棄物の処理に係る税の計上が必要な場合の設計積算について、別紙のとおり取扱いを定めましたので通知します。

H15.3.13

(別紙)
産業廃棄物の処理に係る税に関する積算上の取扱いについて

1 産業廃棄物の処理に係る税(以下「産廃税」という。)の概要(鳥取県の例)

- (1) 目的: 産廃処理施設の設置促進、産廃の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため。
 - (2) 納税義務者: 県内の最終処分場に産廃を搬入する排出事業者又は中間処理業者。
 - (3) 課税標準: 搬入重量
 - (4) 税率: 1,000円/トン
 - (5) 徴収方法: 県内最終処分業者による特別徴収
 - (6) 施行日: 平成15年 4 月 1 日
- 注 岡山県、広島県については鳥取県とほぼ同様な内容であるが、今後施行される自治体を含むその他自治体については内容が異なる場合があるので、その都度確認を行うこと。

2 中国3県(鳥取、岡山、広島)の処理施設へ搬入する場合の積算における取扱い

産業廃棄物(建設廃棄物)が発生する工事のうち、中国3県の最終処分場へ搬入する建設廃棄物については、産廃税が課税される場合があるので、課税対象について確認の上、設計において産廃税相当額を計上すること。
なお、積算の方法は以下によること。

- (1) 廃棄物の処分を行う場合は、運搬距離、処分費及び産廃税の有無等について、確認・検討した上で処分施設の選定を行うこと。(産廃税は県外への産廃排出を推進するものではないため、県内処理施設と県外処理施設で経済比較を行う場合は、産廃税相当額は除いたもので行うこと。)
- (2) 産廃税相当額の計上及び条件明示については、以下のとおり行うこと。
(計上方法)
 - 産廃税相当額は、現場管理費として計上する。
 - 産廃税相当額は、諸経費の対象外とし、消費税の対象とする。
なお、上記については新土木積算システムに機能付加される予定である。
システムの使用にあたっては、別途送付するマニュアルを参照のこと。

(参考) 請負工事費の構成



(積算条件明示の方法)

産廃税相当額の計上にあたっては、現場説明書特記事項に次のように条件明示すること。

『(産業廃棄物の処理に係る税) 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいます。』

- (3) 平成15年 4 月 1 日以前に発注した工事について
条例施行前に発注した工事においても、条例施行後に該当施設へ搬入する場合は産廃税の計上を行う必要があるため注意すること。なお、計上にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、搬入された日が条例施行後であることの確認を行うこと。

- (4) その他(中間処理業者等へ搬入する場合の取扱い)
中間処理業者へ搬入する場合については、従前どおり受入費のみを計上することとする。(中間処理業者が受入れたもののうち、処理不可能なものが産廃税条例を施行した自治体の最終処分場へ搬入される場合、産廃税の負担によるコスト増分が従来の受入費に上乗せされる場合があるが、それを含めて受入費として扱うこと。)

3 中国3県以外の処理施設へ搬入する場合の積算における取扱

中国3県以外の自治体の処理業者へ搬入する場合は、条例内容が異なり、中間処理業者への搬入についても課税されるなど様々なケースがあり得るので、必ず確認の上適切に積算を行うこと。

積算については、2(中国3県の場合)に準じて取扱うこと。

(参考)

- ・現時点で産廃税に関する条例が施行(又は施行予定)の自治体
三重県(平成14年4月1日施行)
鳥取県、岡山県、広島県(平成15年4月1日施行)
青森、岩手、秋田(平成16年1月施行予定)
新潟県(平成16年4月施行予定)
北海道(未定)
滋賀県(未定)

4 その他注意事項

(1) 課税免除等

自社処分については課税されないなど、各自治体毎に課税免除の定めがある場合があるので、必ず条例内容を確認すること。

なお、自社処分とは排出事業者(県発注の工事においては請負者)が工事において発生した未処理産業廃棄物を、自ら設置する最終処分場において埋立処分するために搬入することをいう。

(参考)

中国3県(鳥取、岡山、広島)の自社処分の取扱い

- ・鳥取県及び広島県は自社処分に関して課税しない。
→産廃税の計上は不要。
- ・岡山県は自社処分に関しても課税を行う。
→産廃税の計上が必要。

(2) 見積徴収時の注意点について

産業廃棄物の受入に関する見積を徴収する場合は、次のとおりとする。

特別徴収義務者である処理業者より見積を徴収する場合

- ・消費税抜きの処分費の見積を徴収し、その際必ず産廃税相当額を含まないものであることを確認すること。(積算の際は別途産廃税相当額を計上すること。)

その他の処理業者より見積を徴収する場合

- ・消費税抜きの処分費の見積を徴収すること。(その際の処分費には、産廃税相当額の上乗せ分が含まれることがあるが、それを含めて処分費とする。)

(例)

鳥取県において中間処理業者から見積を徴収する場合

見積価格：C円/トン(ただし、 $C = a + b$ 、消費税抜き)

a：従来の産廃処分費

b：産廃税条例施行に伴う増加費用(受入たもののうち、リサイクル不可能で産廃税条例施行自治体内の最終処分場へ搬出された場合に必要となる税相当額を価格に反映させたもの)

(3) 産廃税が課税される場合の産業廃棄物の重量換算について

産廃税相当額はトン当りで計上する必要があるため、業者からの見積価格がm3当りの単価であった場合は、重量に換算してトン単位で計上すること。なお、既に取り壊されるなどして実重量の算出が困難なもの(ゴムくず、木くず等)については、鳥取県産業廃棄物処分場税条例施行規則別表の換算係数を使用し、単位をトンに換算し計上すること。

現場説明書		特記事項 1
工 程	①（他工事等との調整） _____ については、 _____ と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留） _____ については、 _____ まで _____（すること、しないこと）。 ③（施工時間） _____ の施工時間は、 _____ ～ _____ とする。 ④（施工時期選択制度） この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は _____ 年 _____ 月 _____ 日までとし、実工事期間は _____ 日間とする。 なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。	
用地 関係	①（用地、物件等未処理） 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。	
支 障 物 件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、 _____ [未調査・調査済み] である。 ②（支障物件） _____ の施工に当って、 _____ が支障と なっているが、 _____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、 _____ に置くこと。	
公 害 対 策		
安 全 対 策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 なお、交通整理員として延べ _____ 名を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。	
工 事 用 道 路		
仮 設 備		
排 水 ・ 濁 水 処 理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。 なお、これにより難しい場合は別途協議すること。	

現場説明書		特記事項 2
建設副産物	①（他工事等流用）	建設発生土は_____市・町・村_____地内の_____ 工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。
	②（建設技術センター）	建設発生土は_____市・町・村_____地内のセンター事業所に 運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。なお、処理費として 1 当り 9 0 0 円をセンターに支払うこと。
	③（自由処分）	建設発生土は自由処分とし、片道運搬距離_____kmを見込んでいる。
	④（分別解体等）	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1 当り_____円 アスファルト塊 1 当り_____円 建設発生木材 1 当り_____円
	⑤（再資源化施設へ搬出）	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設に搬出するものとし、書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 また、下記の再資源化施設以外へ搬出する場合は、協議すること。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。 (施設の名称・受入れ費用) コンクリート塊 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円 アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円 建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 当り_____円 その他 (_____) _____市・町・村_____地内の_____ (運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円 を見込んでいる。 (受入れ時間帯) 8 時～1 7 時（平日） (受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm 以下、長さ_____m以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れのある物質（廃油等）を含まないこと。
	⑥（他工事等流用）	〔Co塊・_____〕は、_____市・町・村_____地内_____ 工事現場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。
	⑦（最終処理等）	_____は、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場に運搬（片道運搬距離_____km）するものとする。 また、処理費として1 t 当り_____円を処理場管理者に支払うものとし、書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、上記により難しい場合には、別途協議すること。
	⑧（産業廃棄物の処理に係る税）	産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。
	その他	①（その他） 本工事は、_____工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。（重点監督工事に適用）

※ 明示する項目を _____ 部分に記入または追記し、不要部分は一で削除して使用すること。

現場説明書

一般的事項 1

平成15年4月1日改正

1 仕様書

この契約において仕様書とは、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」をいう。

2 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払い、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、500万円以上の下請契約を締結した場合は、建設工事下請報告書を契約後20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (4) 建設業法に基づく適正な施工体制を確保するため、総額3,000万円以上の下請契約を締結して施工する特定建設業者は、施工体制台帳（下請契約台帳、再下請契約届出書、施工体系図）を整備し、的確に建設工事の施工体制を把握すること。
- (5) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、県内業者と契約すること。ただし、適切に施工できる県内業者がない特殊な工事等を請け負わせる場合は、この限りでない。

3 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、県内の販売業者から購入した資材を使用すること。ただし、県内に当該資材の販売業者がない場合は、この限りでない。

4 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。

5 建設機械の使用について

- (1) 標準操作方式建設機械を使用するよう努めること。
- (2) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
- (3) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械を使用するよう努めること。

6 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

7 ダンプトラック等、運搬機械による過積載の防止について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
- (2) さし枠装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当たって、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

(7) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第40条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週40時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

工事の施工に際し、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対して断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、速やかに警察に通報すると共に捜査上必要な協力を行うこと。
また、監督員とも連絡を密にとり、工程等に被害が生じた場合は協議を行うこと。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) この工事の受注者が、近接する区域において工期が重複または継続する工事も受注している場合は、諸経費を調整したもので変更契約する。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 労務費については、法定労働時間週40時間を考慮したものとしている。
- (6) 施工図等の印紙税の取扱いについては、工事着手前に施工図等の受領に関して発注者と請負者との間で「覚書」を締結し、発注者は請負者から提出された施工図等を受領する際には承認印を押さず、施工図等を受け取った旨の受領印を押印して請負者に返却するものとする。
- (7) ほ装単独工事（アスファルト）においては、表層工、基層工及び上層路盤工を自社施工しなければならない。ただし、表層工、基層工及び上層路盤工であっても特殊工法部分についてはこの限りでない。